

規 約 集

平成25年5月29日 現在

富山市電業協会

富山市電業協会規約

- 第1条 名 称
本会を富山市電業協会という。
- 第2条 事務所の所在地
本会の事務所は、会長の所在地に置く。
- 第3条 会 員
本会は、富山市内に本社またはこれに準ずる事務所を有する電気工事業者で、本会の目的に賛同するものを以って会員とする。
- 第4条 目 的
本会の目的は、会員相互の親睦と技術の研鑽を図り、電気工事業界の社会的地位の向上と発展を図るにある。
- 第5条 事 業
本会は、前条の目的達成のため次の事業を行う。
1) 技術の研鑽、向上に関すること
2) 安全衛生の指導、教育に関すること
3) 必要資格の整備、充実にに関すること
4) 会員の親睦に関すること
5) その他、本会の目的達成のために必要な事業
- 第6条 役 員
本会には次の役員を置く。
会 長 1名
副会長 2名 (内会計 1名)
理 事 若干名
監 事 2名
- 第7条 役員を選出
役員は、全員の互選により選出する。
- 第8条 役員の仕事
役員は、規約及び総会の決定を尊重し、次の職務を執行する。
1) 会長は本会を代表し、会務を統括し役員会の議長を務める
2) 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。

- 第9条 任 期
役員任期は2ケ年とし、定例総会において選出されるが、再選は妨げない。
又、欠員により生じた補佐役員の選出は必要に応じて役員会で行い、その任期は、前任者の残存期間とする。
- 第10条 会 議
本会における会議は、総会、臨時総会及び役員会とする。
- 第11条 総 会
定例総会は毎年1回年度終了後2ヵ月以内に開催するものとし、臨時総会は会長又は会員が必要と認めた時これを開催することができる。但し、会員の3分の2以上の出席をもって成立する。
又、議事の決定は出席人員の3分の2以上をもって決定するものとする。
尚、総会の付議事項は次の通りとする。
1) 規約の改廃
2) 会の解散
3) 決算報告承認
4) 予算案審議承認
5) 事業計画審議承認
6) 役員選出
7) その他の重要事項
- 第12条 役 員 会
役員会は会長、副会長、理事、監事をもって構成し、会長が議長を務め次の事項を決議する。
1) 総会に付議すべき事項
2) 事業の執行及び運営に関する事項
- 第13条 会 計
本会の会計は、入会金及び通常会費、特別会費をもって充当する。
- 第14条 会 計 年 度
本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
- 第15条 入 会
本会に入会を希望するものは、入会申込書を会長に提出し役員会の承認を得るものとする。
承認を得たものは、会員5名（うち役員が2名）の推薦状を提出ののち、総会の定める入会金及び通常会費の納入をもって会員とする。

- 第16条 除 名
本会の目的に違反したるもの及び本会の名誉を棄損したるもの、又会費を滞滞したるものは総会の決議により除名することが出来る。
- 第17条 入会金及び通常会費
入会金及び通常会費は、総会の定めるところによる。
- 第18条 特別会費
特別会費は、役員会の定めるところによる。
- 第19条 搬出金の不返還
既に納入した入会金その他の搬出金は、返還しないものとする。

昭和46年	6月 1日	制定
昭和51年	5月25日	改定
昭和53年	4月12日	改定
昭和55年	4月14日	改定
昭和56年	4月16日	改定
昭和58年	4月22日	改定
平成 2年	4月27日	改定
平成 8年	5月 7日	改定
平成20年	5月23日	改定
平成25年	5月29日	改定

富山市電業協会入会細則他

- 第1条 新入会の申込があった場合、会長はその申込記載事項を調査し役員会でその適正を審査し、決定する。
- 第2条 本会に入会を希望するものは、次の要件に該当するものとする。
- (1) 富山市の電気工事入札参加資格一覧表に記載されていること。
 - (2) 建設業許可業者になってから、10年以上経過していること。
 - (3) 電気工事業を主たる業務としていること。
 - (4) 電気工事施工管理技士を複数名常時雇用していること。
- 第3条 規約第12条による入会金は、200,000円とする。
- 第4条 新規加入の承認を得たものは、通常会費及び入会金の納入をもて会員認める。

通常会費は、年間30,000円とする。特別会費その他は、役員会で決定する。既に納入した入会金、会費その他の搬出金は返還しないものとする。

平成 2年 4月27日制定
平成 2年12月18日改定
平成 5年 4月18日改定
平成20年 5月23日改定
平成25年 5月29日改定

富山市電業協会 慶弔見舞規定

第1条 この規定は、会員及び準用規定該当者の慶弔、その他災害による見舞及び慶弔等の取扱いについて定める。

第2条 慶事には、次の祝金を贈るものとする。

- (1) 結婚 50,000円
- (2) 店舗、社屋の新築 30,000円 酒2升

第3条 水害、火災等により罹災したときは、次の区分により見舞金を贈るものとする。

- (1) 水害、火災等の災害による住宅、社屋の全焼又は冠水
(床以上)

協議

- (2) 上記による半焼、冠水(床下)の場合

協議

- (3) (1)号、(2)号以外の場合

協議

第4条 死傷病の場合には、次の区分により弔慰金又は見舞金を贈るものとする。

- (1) 本人死亡の場合

50,000円 花輪

- (2) 配偶者、父母及び同居の子女の死亡の場合

30,000円 花輪

- (3) 本人傷病により入院1か月を超える場合

20,000円

第5条 会員以外の者に対しても、特に協会員に準ずる取扱を要すると役員会が認めた場合には、前項を適用することができる。

付 則 この規定は平成元年4月28日より施行する。